

**岐阜市子ども・若者総合支援センター
係別の業務内容及び採用予定人数**

○パートタイム会計年度任用職員（随時募集分）

係名	採用予定 人 数	業務内容 掲載ページ
I a 乳幼児相談係		P2～4
I b 親子支援係		P5～7
I c 乳幼児支援係	1人程度	P8～11
Ⅲ 発達支援係		P17～19
Ⅳ 教育支援係		P20～22
Ⅴ 才能伸長・自立支援係		P23～25
総合相談係		P26
スクールソーシャルワーカー		P27

○フルタイム会計年度任用職員（随時募集分）

係名	採用予定 人 数	業務内容 掲載ページ
I c 乳幼児支援係	1人程度	P8～11
Ⅱ 家庭児童相談係（相談員）	1人程度	P12～16

係別業務内容

I a 乳幼児相談係

ことばが増えない、落ち着きがない、友達とうまく遊べないなど、乳幼児期の発達に関する相談は増加している。

乳幼児期は、基本的な生活習慣の確立や社会性の育ちなど、親子共に不安なことが多く、個人差も大きい時期である。そのため、子育てが苦痛になる危険性が高く、この時期の子育て支援には重要な意味がある。

保護者が子どもの発達について相談すること自体、大変勇気のいることである。まずは保護者と子どもが周りに気兼ねすることなく、安心して過ごせる場所を提供していく。

また、乳幼児期の子どもたちは、保護者との関係の中で育っていくことから、相談員は、子どもと関わり、子どもの素敵な姿を見つけ、変化しようとしている姿を引き出しながら、保護者が愛情をもって育児ができるよう支援している。



相談の風景

1 事業内容

(1) 乳幼児の発達に関する相談・支援

発達検査や行動観察を通して、子どもの発達状況を客観的に確認し、子どもにどのような配慮をすると次の発達のステップにつながるのかを、保護者と共に考える。

① 発達相談（来所・電話・家庭訪問）

- ・来所や電話等での相談の中で、相談者の思いを丁寧に聴き、子育ての大変さに共感する。
- ・保護者の子どもに対するとらえ方、心理状態を把握する。
- ・アセスメントに基づき、保護者に子どもの行動の意味や改善方法を丁寧に伝え、保護者と子どもの間の「気持ちのズレ」を修正する。
- ・保護者のもっている情報を整理し、必要な社会資源を調整する。

② 乳幼児健診時の個別相談（1歳6か月児 ことばの相談）

- ・歩行の確立、ことば・道具の使用等発達に大きな変化が起きる節目に子どもの発達状況（対人関係・行動・運動発達等）を確認する。
- ・保護者から日常生活の様子や育児における不安や困難さを聴く。
- ・「できる」「できない」を指摘するのではなく、保護者が日々の子育てを振り返り、個々の子どもと家庭に合った子育てができるよう、一緒に考える。
- ・相談員は、保健衛生部の保健師と連携し、健診後のフォロー等の役割を分担しながら、必要な支援を継続する。

③ 就学前巡回相談

- ・「集団生活の中で困っている子ども」の属する保育所（園）・幼稚園・認定こども園等に相談員を派遣し、保育参観や保育者及び保護者との相談を実施する。
- ・子どもが困っていることと大人が困っていることとを整理し、子どもが心動かされる保育方法を周りの大人が共に考え、共通理解を図る。

（2）エールぎふ診察室

乳幼児の発達に関する早期の気づきに対し、早期に支援することは、子どもの健やかな成長に非常に重要と考える。

小児科医による診察

- ・予約制（週1～2回、1日3～6コマ。診察時間1時間）
- ・就学前の乳幼児の医学的診断、発達の総合評価及び保護者、関係機関への助言。
- ・保護者が子どもの特性を理解し、子育てに対する不安全感が軽減される反面、診断後の保護者の告知受容に対する支援が必要。



エールぎふ診察室

(3) 地域支援

子どもを社会全体で育てるために

① 交流保育

- ・児童発達支援センターや児童発達支援事業所等を使用している子どもが、地域の保育所（園）で子どもたちと交流。

② 療育DVDの貸出し

- ・子どもの発達や障がいに関する正しい知識と理解を深めるため、発達障がい児への支援方法等に関するDVDを貸出。



療育DVD

(4) 療育総合判定会議

子ども保育課と協同し、保育所（園）、認定こども園等に入所予定、または在籍する子どもで、発達の面から保育所（園）等入所・在籍が適切か、また「保育上特別な配慮と支援が必要な幼児」として「認定」の可否を勘案し、入所・在籍について話し合う。

- ・「認定」された後も、必要時、保育所（園）等を巡回し、相談支援を行う。

2 成果

- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の就学前巡回相談を通じて、保護者・支援者と子どもの理解を図ることができた。また、必要な支援や就学への円滑な移行など関係機関との連携強化に取り組んだ。
- 療育総合判定会議を通じて、療育と保育を並行利用する子どもの、相互の場における支援の理解と成長に合わせた環境調整等を話し合えた。
- ケース会議を通じて、他係や他機関との役割を確認し、切れ目ない支援を行なった。
- 他係から相談された個別ケースの支援について、子どもの発達確認や保護者の情報を整理し協力して対応した。
- エールぎふ診察室では、他係や関係機関からの事前の情報提供による、子どもの発達の把握を行なった。また、保護者への診断告知における受容の過程に対し、他係や関係機関と連携し対応を行った。

I b 親子支援係

親子教室は、発達面で心配のある子どもとその保護者を対象に、人と触れ合うことの楽しさやコミュニケーションの広がり育てるための教室である。また、家族とともに子どもの成長を見守り、それぞれの子どもや家族に合った支援を行っている。

主訴はことばの遅れの他に、対人面や自己コントロール力の弱さ、多動、対人緊張が強いなどの心配が増加している。そのため、保護者は子どものことが理解しづらく、「関わり方がわからない」「大人の言うことを聞いてくれない」「外出すると勝手に走って行ってしまい、迷子になってしまう」等の困り感や育てにくさを感じるが多い。

また、新型コロナにより外出ができないなど、保護者の育児不安やストレスも大きく、精神的なフォローが必要なケースが増えている。



親子教室 ふれあい遊び
「バスにのって」

1 主な利用児の紹介経路

- ① 保健センターが実施している乳幼児健診や、地域の保健師からの紹介
- ② “エールぎふ”乳幼児相談係からの紹介

2 事業内容

親子教室開催場所



(1) 親子教室の実施

① ねらい

- ・親子遊びを通し、対人意識を広げ、コミュニケーション意欲を高める。
- ・大人から子どもへ関心を広げ、人と関わる楽しさを味わう。

② 方法

- ・1歳児（0歳児含む）と2歳児をいくつかのグループに分け、親子教室の職員のほか、乳幼児相談係の職員も入り、多角的に子どもの発達をとらえられるようにしている。(④参照)

③ 内容

- ・ 1歳児（0歳児含む）は1時間、2歳児は1時間15分の活動を原則としている。
- ・ 子どもの発達段階に合わせた活動を行い、それぞれの子どもの育ちと発達課題を保護者と共有する。また、職員がモデルとなって関わり方を助言している。

親子で運動（体操・ふれあい遊び）

始まりの会（呼名・手遊び）

設定遊び（課題に応じた遊び）

絵本や紙芝居・パネルシアター

さようならの歌

トイレトレーニング（2歳児のみ 令和3年度個別対応）

シールはり



④ グループ分け

- ・ 発達面、行動面等の課題に応じて行っている。また、対人緊張が強い児や、個別的な対応が必要な親子に対して少人数グループをつくり、よりきめ細かな支援ができるようにしている。

<令和3年度実施グループ>

対 象	グループ	時 間	場 所
1歳児 (0歳児含む)	すくすく	午前	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	コアラ①②	午前	岐阜南幼児支援教室（南保健センター1階）
	バンビ	午前	子ども・若者総合支援センター3階
	うさぎ①A①B②A②B ③④A④B	午前	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	りす①A①B②A②B③	午前	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	アヒル	午前	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
2歳児	パンダ①②③④	午前・後	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	カンガルー①②	午前・後	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	きりん	午前	子ども・若者総合支援センター3階
	ひよこ	午後	柳津幼児支援教室（もえぎの里2階）
	ぞう①②③	午前・後	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	ライオン	午後	岐阜南幼児支援教室（南保健センター1階）

(2) 個別相談の実施

子育ての悩みや進路について、個別相談を実施している。親子教室の活動の前後に時間を設け、保護者の思いを聞きながら育児相談を行ったり、乳幼児相談係と連携しながら発達検査を行ったりしている。保護者と子どもの特性や発達状況を共有し、子どもに合わせた関わりを持つことができるように支援している。また、必要に応じて社会資源の情報提供をしている。

初回参加時に、保護者の子どもへの理解や、子育てに対しての思いや環境の視点でアセスメントを行い、保護者に寄り添った支援を目指している。



親子教室 絵本

「大きなかぶが抜けました♪」

(3) “おやこつうしん”の発行

親子教室での子どもの姿から、子どもの発達や育ちに合わせた関わり方や、子どもの行動の意味を掲載した“おやこつうしん”を、年3回発行し、保護者が子どもをより理解できるようにしている。

3 成果

- 利用児の進路について相談や情報提供を行い、幼児支援教室や就園先、児童発達支援センター等につないだ。
- 保護者と子どもの育ちを共有しながら育児支援を行い、特性や発達に対する保護者の理解を促した。
- 保護者アセスメントを行い、保護者支援の視点で相談を実施した。
- 親子教室の活動前後の時間に保護者との個別相談を設けて、保護者の困り感や悩みに、タイムリーに応じた。
- 親子教室のなかで、運動発達や、コミュニケーション意欲を促す活動を行った。
- 今年度は新型コロナウイルスのため親子教室を休止する期間があったが、新規利用者へ個別面接を行ったり、必要に応じて保護者への電話相談や個別の来所相談に応じたりしてきた。

I c 乳幼児支援係

幼児支援教室は、ことばの発達が心配な幼児や友達と一緒に遊んだり活動したりすることが苦手な幼児（3～5歳児）を対象に、本人の興味・関心のある「あそび」を通して、ことばやコミュニケーションの力を豊かにしていくことを目的とした教室である。保護者と親学級（在籍している保育所・園や幼稚園、こども園等）との連携を図り、日常生活での育ちを大切にしている。また、小学校とも連携を図り、就学への支援に努めている。

1 幼児支援教室の位置及び連絡先

教室名	住所	電話番号
長良	長良東2丁目140番地（北保健センター内）	295-1133
岐阜北	福光西1丁目16番2号	231-5501
鷺山	下土居2丁目9番12号（鷺山保育所内）	231-1121
岐阜東	水海道1丁目16番13号（岐阜東幼稚園内）	259-2401
市橋	市橋6丁目13番25号（市橋コミュニティセンター内）	275-5108
加納	加納東丸町2丁目9番地1（加納幼稚園敷地内）	278-3755
岐阜南	茜部菱野1丁目75番地2（南保健センター内）	268-6232
柳津	柳津町下佐波西1丁目15番地（もえぎの里内）	279-6326



2 事業内容

(1) 幼児支援教室の実施

① 対象児

- ・ことばの発達がゆっくり
- ・ことばでの表現ややりとりが苦手
- ・友だちと一緒に遊ぶことが苦手
- ・落ち着きがない
- ・集団にうまく入れない
- ・発音が不明瞭
- ・その他、発達面で心配なお子さん

② 指導のねらい

- ・興味のある遊びを中心に生活体験を豊かにする。
- ・社会性の基礎である親子関係を大切にしながら、周りの大人や子どもと豊かにかかわる力を育てる。
- ・自分の思いや要求を表現する力を育てる。
- ・身体全体や手先を使った遊びを通して、感覚や運動発達を促す。
- ・舌や唇の動きを滑らかにし、口腔機能を高める。

③ 指導形態

- ・通級制…幼稚園、保育所（園）、認定こども園などから、約束した日時に保護者が付き添って通う。

【通級コース】月に2回程度

【相談コース】月に1回

- ・個別指導、実態に応じて、ペア指導や小集団指導を行う。

④ 指導時間

- ・1時間目 9時10分～10時10分
- ・2時間目 10時40分～11時40分
- ・3時間目 13時30分～14時30分
- ・4時間目 15時00分～16時00分

⑤ 入級基準

支援形態	①「通級」コース（月に2回程度） ②「相談」コース（月に1回） ※①のコースは、一人1時間の個別指導及び、小集団指導 ②のコースは、一人1時間の個別指導あるいは小集団指導
入級基準	○幼児の実態に応じて、「通級」コースか「相談」コースのいずれか。 ○医療機関の訓練（ST、OT、SST）の利用状況によって、「通級」コースか「相談」コースのいずれか。 ・医療機関の訓練月1回の場合は、「通級」コースに、月1回を超える場合は、相談コースになる。 ○児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業を利用の場合は、併用できない。 ※ただし、 <u>年長児のみ1月からの児童発達支援事業所の利用</u> については、併用できる。その場合も利用の開始時期など、事前に申し出が必要。

(2) 幼児支援教室の基本方針

- ・保護者と一緒に子育ての方向を探り、子育ての喜びを分かち合い、保護者からの情報を指導に生かす。
- ・幼児が好きな遊びを十分に楽しむことにより、担当者との信頼関係を深め、つながりの濃い関係の中で、心に寄り添いながら指導する。
- ・好きな遊びを広げたり、深めたりしながら経験を豊かにし、ことばの発達を促す。
- ・遊びを通して、幼児の様子を観察し、一人一人のもち味が活かされる指導プログラムを組み、適切な支援に心がける。
- ・幼児の実態に応じて、小集団（ペアやグループ）指導を行い、友達とのコミュニケーション力を培う。
- ・保護者と親学級の先生、幼児支援教室担当者の三者が、互いの立場を尊重し合い連携を深め、支援内容を明確化する。

① 保護者と協働する。

幼児期は、幼児に代わって保護者が判断したり、思いを伝えたりすることが多い一方、幼児自身が考えたり、行動したりして「自分」をつくっていく、“自立に向けての芽が育まれる重要な時期”である。

また、一人一人の発達のちがいが大きく、幼児のこれまでの育ち、現在の育ちから多面的に幼児を理解し、支援していくことが大切になる。保護者と担当者とは、一緒になって幼児の成長に目を向け、お互いに学び合える関係を築いていく。

② 幼児一人一人の育ちをサポートする。

幼児が、「あそび」を通して自ら指導の目標に照らし合わせた課題に取り組むことができるよう、幼児の実態に即した課題を明らかにし、指導方法を工夫する。幼児自らが心を動かして活動に取り組んでいけることを大切にする。（個別指導計画の作成）

連絡ノートや親学級訪問、幼児支援教室公開指導、懇談会などを通して、保護者や親学級と連携しながら、その幼児の様子を総合的に把握し、支援をしていく。

③ 幼児期から学齢期への橋渡しを支援する。

就学先は、幼児の成長にとってより適切な教育環境であることが大切である。幼児支援教室では、保護者の願いや幼児の良さを大切に、幼児にとってのより良い就学先を一緒に考えていくために、就学についての学習会や学校見学などを開催し、情報を提供していく。

就学先が決定した後は、保護者の了解を得て学校と引継ぎをする。（引継ぎシートの作成・活用）

④ 保護者同士の交流を促進する。

保護者同士のつながりを大切にし、保護者同士で話をされるなかで、自分の知らない情報を聞けたり、同じような悩みを共有できたりすることを支援する。岐阜市子ども・若者総合支援センターの保護者の会「ゆったりゆったり」への参加を促す。

3 成果

○幼児支援教室の指導の充実について

- ・ 新任研修（1、2年目の職員対象）を定期的に位置づけ、経験年数が浅い職員の不安が解消できるようにした。
- ⇒ 資料を基に、新任職員（幼稚園から異動して正規職員を含む）に対し、研修を行うことで、幼児支援教室の指導や書類作成、他機関との連携等を理解し、見通しをもって勤務することに繋がった。
- ・ 新版K式発達検査の分析・アセスメントでは、新版K式発達検査をとる職員及び、教室チーフが参加し、検査実施や実態の読み取りに活かせるようにした。
- ⇒ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数を制限して行った。オープンチャット機能を使用し、その場で意見交流も行うことができ、検査の2020版の追加部分の理解や、検査の分析やアセスメントに活かすことができた。
- ・ 「ペアレント・トレーニング指導者養成講座」（岐阜県発達障害者支援センター主催）にチーフ等が参加した。
- ⇒ ファシリテーターや記録を幼児支援教室職員が担当し、チーフも参加したことで、子どもへポジティブにかかわるための家族支援について学ぶことができた。

○切れ目のない支援の在り方について

- ・ インクルーシブ教育推進会議を継続して行った。
- ⇒ 後半では、それぞれの担当課から就学に向けての情報を資料と共に報告していただき、情報共有することができた。
- ・ 幼児教育課担当者や学校指導課特別支援教育担当者に、幼児支援教室の指導方法検討会に参加してもらった。
- ⇒ 幼児支援教室の指導についてや、大事にしていることなどを共有することができた。

○保護者向け学習会の開催について

- ・ 第2回保護者学習会では、幼児支援教室、親子教室、2歳児教室の保護者に限定して、オンラインと会場でのハイブリッド方式で行った。
講師：独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
インクルーシブ教育推進センター長 久保山 茂樹先生
- ⇒ 保護者のアンケートでは講演は概ね高評価であった。保護者だけでなく、職員も保護者への支援のために学ぶことができた。

Ⅱ 家庭児童相談係

児童虐待とは、保護者が児童に対して行う重大な権利侵害である。具体的には、身体的虐待（殴る・蹴る等）、心理的虐待（暴言・無視等）、ネグレクト（衣食住の世話をしない等）、性的虐待（わいせつな行為をする等）に分類される。

全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、20万5,044件（令和2年度）となり、過去最高を更新した。児童虐待防止法の施行前（平成11年度）と比較して、約17.6倍の増加となり、深刻な社会問題となっている。

1 事業内容

（1）児童虐待通告・相談

市民や学校等から児童虐待の通告を受けた場合、速やかに対象児童の情報収集と安全確認を実施する。岐阜県中央子ども相談センター（中央子相）と連携し、緊急度や支援困難度の判断に基づいて主担当を決定するとともに、必要に応じて関係機関によるケース検討会議を開催し、支援方針や役割分担を協議する。通告後の役割として、中央子相は、立入調査、臨検・捜索、一時保護、施設入所などを実施する。“エールぎふ”は、地域での見守り、子育て支援サービスの相談や助言などを実施する。

令和3年度の新規受付件数は320件となり、令和2年度の252件と比較して68件（27%）増加した。

《通告先》

- ・岐阜市子ども・若者総合支援センター 058-269-1600
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）

※居住地が岐阜市以外の場合は、居住地の市町村の児童相談窓口へ通告

（2）養護相談

児童虐待相談以外に、家庭における児童と保護者の問題について、電話・来所・訪問により相談に応じ、必要な支援や助言を実施している。

児童の養育上不適切な家庭環境の相談の背景は、複雑化・多様化している。保護者の経済的問題（無職・借金・生活保護等）に加え、家族関係の不安定さ（離婚・別居・DV（ドメスティックバイオレンス）・祖父母と不仲等）、保護者の精神疾患・障害・薬物依存、あるいは、保護者の養育能力欠如（生活習慣の乱れ・家の中が乱雑・不衛生等）などである。

令和3年度の新規受付件数は357件となり、令和2年度の374件と比較して17件（5%）減少した。

(3) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法に規定された機関で、要保護児童（※1）の適切な保護、要支援児童（※2）や特定妊婦（※3）の適切な支援を図るため、情報共有と支援方針の検討、関係機関の役割分担等を協議するネットワークである。

「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層制であり、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関・団体に構成される。特に実務者会議では、児童虐待ケースの進行管理を、個別ケース検討会議では、要保護児童等の状況把握・支援計画検討・支援経過報告などを行っている。

また、要保護児童等に関する、保育所（園）・幼稚園・小中学校からの情報提供を受けるほか、研修への派遣等、相談・支援体制の強化に向けた取組を進めている。



児童虐待対応研修会

- ※1 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ※2 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）
- ※3 特定妊婦：出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

令和3年度は、代表者会議2回、実務者会議12回（延べ児童数970人）、個別ケース検討会議102回（延べ児童数169人）、研修会2回（教職員／幼稚園・保育所（園）職員向け）を実施した。

《三層制のイメージ》

調整機関 （子ども若者総合支援センター「エールぎふ」）	代表者会議（年2回開催）関係機関の情報交換、児童虐待防止施策の検討
	<ul style="list-style-type: none"> *児童福祉関係 ・岐阜市福祉事務所 ・岐阜県中央子ども相談センター ・岐阜市民生委員・児童委員協議会 ・児童家庭支援センター ・母子生活支援施設 ・社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会 *婦人保護関係 ・岐阜県女性相談センター *保健医療関係 ・岐阜市保健衛生部 ・岐阜市医師会 ・岐阜県臨床心理士会 *教育関係 ・岐阜市教育委員会 ・岐阜市私立幼稚園連合会 *警察・司法関係 ・岐阜中警察署 ・岐阜県弁護士会 *人権擁護関係 ・岐阜地方方法務局 *その他 ・学識経験者 ・岐阜市市民生活部（市民課）
	実務者会議（年12回開催）全ケースについての状況確認、主担当機関・主たる支援機関の確認、支援方針の見直し
	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県中央子ども相談センター ・子ども家庭支援ぎふはこぶねセンター ・乳幼児ホームまりあ ・岐阜県臨床心理士会 ・岐阜市民生委員・児童委員協議会 ・岐阜県警察本部（少年課） ・岐阜市教育委員会（学校安全支援課） ・岐阜市福祉事務所（生活福祉課一課、二課、障がい福祉課） ・岐阜市保健所（健康増進課・地域保健課、北・中・南保健センター） ・岐阜市子ども未来部（子ども支援課・子ども保育課） ・学識経験者
	個別ケース検討会議（随時開催）各ケースについての状況把握と問題点の確認、支援方針や支援内容の具体化、支援経過の共有、役割分担

(4) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、児童福祉法に規定された事業である。妊娠届出書・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健康診査・医療機関の情報提供等により把握し、継続

的な支援を行っている要支援家庭のうち、特段の支援を必要とする家庭に対して導入する。育児ストレス・産後うつ病・育児ノイローゼ等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育の支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事援助または保健師等による指導・助言等を訪問により実施する。

- ① 保健師・助産師・家庭子育て相談員・乳幼児相談員等の家庭訪問による、育児に関する相談・指導。令和3年度は、15世帯に実施。
- ② 子育て経験者等の家庭訪問による育児・家事援助（岐阜市シルバー人材センターへ委託）。令和3年度は5世帯に実施。

（5）乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認に関する調査

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の対象児童とは、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていない、児童手当等の必要な届出や手続きを行っていない、保育所や学校等の所属があるにも関わらず長期間通っていないなどの理由で、自治体による連絡や接触が困難となっている家庭に属する児童（小学校修了前の児童（0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）をいう。このような家庭では、虐待のリスクが高いと指摘されており、所在・安全の確認が必要となる。

岐阜市では、平成26年度に策定した「居所不明児童対応指針」に基づき、該当児童の早期把握と迅速な安全確認を図っている。

- ① 母子保健部門との連携
令和2年度の1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査未受診者（計201人）について、児童の所属、医療機関の受診状況、出入国記録等を調査し、連絡・接触が困難な事案19件について、該当児童の所在および安全の確認を行った。
- ② 市内の保育所（園）・幼稚園との連携
112施設に対し調査依頼を行い、連絡・接触が困難な事案1件について、該当児童の所在および安全の確認を行った。
- ③ 児童手当担当部門との連携
現況届返戻者等（302人）について、児童の所属、医療機関の受診状況、出入国記録等を調査した。
- ④ 住民基本台帳部門・児童福祉部門・教育委員会等との連携
居所不明疑いのある児童又はその保護者が来庁した場合、直ちに“エールぎふ”に連絡をもらうよう依頼し、“エールぎふ”職員が直接安全確認を行えるように努めた。

（6）「オレンジリボン絵てがみコンテスト」実施

児童虐待をなくし、子どもの笑顔を守りたい、子育て家族を地域で支えたいという願いを込めた「オレンジリボン運動」が、11月の児童虐待防止推進月間を中心に全国的に展開されている。岐阜市では、児童虐待防止に向けた市民

の意識啓発を図るため、平成23年度から「オレンジリボン絵てがみ」を募集している。

「家族の絆」「親子のふれあい」をテーマに、作品中に「オレンジリボン」を描く等の規定のもと、令和3年度は小学生以下の部399点、中学生以上の部149点、計548点の応募があった。各部門とも、最優秀賞1点、優秀賞1点、佳作3点を選定した。



小学生以下の部 最優秀作品



中学生以上の部 最優秀作品

(7) 研修等における児童虐待防止の周知・啓発

- ・児童虐待の早期発見・早期対応、予防のため、令和3年度は小中学校教員、保育所・幼稚園職員、主任児童委員、市母子訪問指導員等を対象に研修会を実施した。
- ・ヤングケアラーを含む要支援児童等の早期把握のため、民生委員・児童委員や市内医療機関（554施設）に、エールぎふへの情報提供を依頼する文書を発出した。

2 成果

○児童虐待防止に向けた体制強化

- ・職員体制の強化のため、令和3年4月に精神保健福祉士（正職員）を配置したほか、パートタイム会計年度任用職員5人をフルタイム会計年度任用職員に置換した。
- ・令和3年9月から、国において要保護児童等情報共有システムの運用が開始されたため、本市においても同月から導入し、情報共有を行っている。

○子ども家庭総合支援拠点・要保護児童対策地域協議会

- ・心理職による個別ペアレントトレーニングを継続して実施したほか、新規事業として、子育て支援訪問事業を開始し、関わりにくい家庭に対するアプローチを行った。
- ・要保護児童対策地域協議会の効果的運営に努めた。

○児童虐待防止の積極的な広報啓発

- ・オレンジリボン絵てがみコンテスト、街頭啓発、広報ぎふ、FMラジオ等による広報啓発のほか、岐阜バス市内ループ線、JR岐阜駅情報案内板、庁舎総合窓口待合スペースでの啓発動画配信を行った。

3 コロナ禍における子どもの見守り体制の強化

(1) 支援対象児童等に係る状況確認の実施

要対協支援対象児童等のうち、幼稚園・保育園、小中高等学校の在籍児童については、毎月「要保護児童等報告書」の提出を求め、児童の登校状況、所属での様子等の状況確認を実施してきた。

昨年度からは、上記のほか子どもの見守り強化アクションプラン及び県の調査に基づき、支援対象児童等の状況確認を実施し、県に報告している。未就園児、特定妊婦等については、医療機関、福祉サービス事業者、子ども相談センター、生活保護担当、母子保健担当、宅食事業者など、関わりのある機関との情報共有を通じて、状況把握を実施。必要な場合は、エールぎふ職員が家庭訪問等を行い、目視により確認している。

◇状況確認の結果

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ数
未就園	21	22	25	22	25	31	34	43	45	42	42	41	393
幼稚園・保育所	51	56	55	55	58	55	61	57	64	72	64	61	709
就学児童	126	130	117	131	130	123	119	116	134	150	136	137	1,549
特定妊婦	2	3	4	4	4	3	5	3	3	2	2	7	42
合計	200	211	201	212	217	212	219	219	246	266	244	246	2,693
うち未把握	3	1	1	2	1	0	0	0	1	0	0	1	10

(2) 子ども見守り宅食事業の実施

市内のひとり親家庭のうち、見守りが必要な子どもがいる家庭に対し、食事や食材の配達を通じて、子どもの安否確認など、子どもや家庭の状況を把握するとともに、必要に応じて生活習慣の習得支援や学習支援を行うNPO法人等に対し、当該取り組みに係る経費を補助。

実施期間は年末年始を除き5月10日から3月11日まで（配達は週1回）

見守り対象児	家族	合計	世帯数
162人	269人	431人	137世帯

Ⅲ 発達支援係

通常学級における行動面や学習面での不適応な状況から、学齢期の発達に関する相談が増加している。その状況を整理した上で、行動観察や発達検査等を実施し、具体的な支援方法を提案したり、必要に応じて直接支援を実施したりすることで、本人が自分の力を十分発揮し、自己肯定感を高められるように相談・支援を行っている。

また、子育てに悩みを抱える保護者の思いに寄り添いながら、アドバイスをしたり、保護者の会を提供したりすることで、保護者が安心して子育てできるように支援している。

1 事業内容

(1) 学齢期の発達に関する相談・支援

本人や保護者の思いに寄り添いながら、悩みを聞いたり、具体的なアドバイスをしたりすることで、不適応の改善を図る。

① 相談活動と継続支援

- ・電話相談後、来所を促し、面談の機会を設ける。来所相談では、相談者の思いに寄り添いながら、困り感や生育歴、家庭環境、学校の様子などを丁寧に聞き取り、情報を整理した上で、具体的なアドバイスを行う。また、必要に応じて、発達検査を実施する。
- ・相談後のアフターフォローとして、一定期間後、児童生徒の状況を確認する。心配が残る児童生徒については、必要に応じて今後の支援の方向を再相談する。

② 専門アドバイザー（臨床心理士等）と職員による訪問発達相談

- ・学校を訪問し、対象となる児童生徒の授業を参観したり、担任から状況を聞き取ったりしながら、実態把握に努める。その上で、具体的な支援の方法や今後の方向性をアドバイスする。
- ・ケースの状況に応じて他係との連携を図り、効果的な支援につなげる。
- ・ナビブックを活用し、研修会等で利用の啓発をする。

③ 発達検査及びフィードバック

- ・本人の実態を把握し、支援の方向性を探るために、保護者の同意を得て発達検査を実施する。
- ・フィードバックは、保護者と教職員合同で行い、支援方法の共通理解を促したり、必要な社会資源を紹介したりする。
- ・必要に応じて本人フィードバックを行い、自己理解につなげる。



検査後のフィードバック

④ 直接支援「ソーシャルスキルトレーニング（SST）」

- ・相談の過程で、通級指導教室等、定期的な直接支援の場の必要性を感じながら、その後の支援のつなぎ先が明確ではない児童生徒を対象に実施する。
- ・月1回（最長12回）、個に応じた形態で、社会的な自立に向けたトレーニングを行う。
- ・粗大運動及び微細運動、コミュニケーションスキル、社会的なルール理解等、育てたい力を明確にした個別のプログラムを組み、実施する。
- ・本人や保護者が直接支援のよさを体感したり、活動の見通しをもったりすることで、トレーニングの過程及び修了後、通級指導教室での指導等につながるケースもある。
- ・トレーニングを通して学んだことが、日常生活に反映できるよう、適宜、家庭及び学校との連携を図る。特に、支援の終盤では、学校と一緒に、その後の方向性について考える。

（２）子育てに悩みを抱えた保護者への支援

保護者同士の語らいの場を提供したり、子育てに悩んでいるケースに対し、子どものよさに目を向け、望ましい親子関係を築くことができるように支援したりする。

① 保護者の会「ゆったりゆったり」の開催

- ・子どもの発達が気がかりな保護者を対象とした会を年間7回、岐阜市のコミュニティセンター等を巡回して実施する。
- ・子育てのヒントを得たり本音で語り合ったりすることで保護者の心の安定を図る。



コミュニティセンターでの「ゆったりゆったり」の様子

【令和3年度 保護者の会「ゆったりゆったり」】

回	日 時	場 所
1	5月19日（水）	北部コミュニティセンター
2	7月 1日（木）	西部コミュニティセンター
3	9月 9日（木）中止	柳津児童館
4	10月25日（月）	明德公民館※
5	11月17日（水）	市橋コミュニティセンター
6	1月20日（木）	長森コミュニティセンター
7	3月10日（水）	北東部コミュニティセンター

※毎年10月には、主に小学生をもつ保護者を対象とした会を開催

② ペアレント・トレーニングの実施

- ・親子教室や幼児支援教室、自立支援教室利用者の保護者、“エールぎふ”の相談者の中で必要かつ希望する方、及び、長良川大学講座「ペアレント・トレーニング」の受講を希望する方を対象とする。
- ・“エールぎふ”のスタッフがトレーニングを担当し、小集団を編制した上で、保護者同士の関わりを大切にしながら活動する。
- ・お試し編を体験した後、基礎編を全5回、引き続き、応用編全6回、さらに、終了3ヶ月後に、フォローアップ編1回のプログラムを設ける。
- ・基礎編では、ペアレント・トレーニングの基礎となる考え方を学び、子どもの行動の観察と整理に取り組む。
- ・応用編では、基礎編を生かし、実践する。具体的に子どもの行動について対応したことを保護者同士で共有し、工夫改善を図っていく。
- ・フォローアップ編では、再度、日々の関わりを見直し、今後に生かす。



日常生活を振り返って整理

(3) 放課後居場所づくり事業の実施

特別な対応が必要な子どもたちを対象に、放課後や長期休業中に、安心できる場や学習支援の場を確保するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成を支援する。

NPO法人に委託し、実施

- ・特別な対応が必要な子どもたちが安心して過ごすことのできる場を提供し、安心して学習に向かうことのできる環境を整える。
- ・個に応じた学習支援を行う。

2 成果

- 相談内容に応じて、発達検査以外に読み書き等のスクリーニング検査を行うことで傾向を知り、より具体的な支援の方向性を見出すことができた。
- 相談のあった児童生徒に対し、一定期間を置いて学校や保護者から相談後の状況を把握し、必要に応じて学校訪問や再相談等、継続相談を行った。
- 保護者の会では、先輩保護者にメンターとして参加してもらい、悩みを共有したり子育てのヒントを得たりできる場を提供することができた。
- ペアレント・トレーニングでは、効率よくプログラムが進められるよう見直しや改善を図りながらテキストを作成し、活用した。

IV 教育支援係

岐阜市内の不登校児童生徒数は、小・中学生共に増加傾向にあり、特に小学校低学年からの不登校の増加が目立つ。

不登校児童生徒の中には、不登校の長期化により、生活リズムを崩している者、人とかかわることへの不安を訴える者、学習が遅進となることへの不安を感じる者も多くいる。

不登校生徒の義務教育修了後の進路に関わっては、市内に様々な通信制高校が設置されていることもあり、進路の選択肢が増えているが、一方で、長期にわたりひきこもっている児童生徒の中には、義務教育修了後の進路や生活の見通しがもてないままの者がいる。

このような状況から、本係では不登校児童生徒本人やその保護者の悩みや思いに寄り添いながら、自立性、社会性、学力等を身に付ける等の「社会的な自立」に向けた相談・支援活動に取り組んでいる。

また、15～18歳までの就学していない若者の学び直しの教室を開室し、社会的自立に向けた教育支援も行っている。

1 岐阜市子ども・若者自立支援教室の位置と連絡先

教室名	住所	電話番号
明德自立支援教室	明德町11番地(“エールぎふ”内)	269-1321
岐陽自立支援教室	上川手735番地2(岐陽体育館内)	240-7012
芥見自立支援教室	芥見南山3丁目10番1号(教育研究所内)	243-2011
七郷自立支援教室	西改田字川向3番地(旧養護学校小中学部内)	234-8551



2 事業内容

(1) 不登校児童生徒への相談支援の充実

本人や保護者の悩みや思いを共感的に受け止め、寄り添いながら、相談や支援活動をすることで、自己課題の改善を図る。

① 相談に対する適切なアセスメントと対応の充実

- ・専門アドバイザー等と連携しながら、相談者や通所生のアセスメントを繰り返し実施し、より良い支援にあたる。

② 一人ひとりに寄り添う、自立支援教室の運営

- ・不登校児童生徒の「社会的自立」に向けた目標を不登校児童生徒と共に考え、個別支援プログラムを作成し、専門アドバイザーやSSW、他係と連携し、見通しをもった支援活動を行う。

【自立支援教室の日程】

時間	9:30	10:00	10:50	11:00	11:50	12:00	13:00	13:50	14:00
明德教室1 明德教室3		準備	学習タイム1	休憩	学習タイム2	休憩	昼食・昼休み	学習タイム3	片付け・振り返り
明德教室2 岐陽教室 芥見教室 七郷教室		準備	学習タイム	休憩	活動・学習タイム	休憩	昼食・昼休み	活動・学習タイム	片付け・振り返り

③ ICT等を活用した学習支援

- ・市内小中学校で、学習支援サービスとして活用されているeライブラリアドバンスを活用し、不登校児童生徒の学習支援をしたり、個々がもつ興味や関心を高めたりして、社会的自立に向けての醸成を行う。

(2) 不登校児童生徒保護者への支援の充実

不登校児童生徒にとって、安心できる居場所が家庭の内にもあるように、保護者の不登校に対する考え方や個々の状況に応じた働きかけを、支援員や不登校児童生徒の保護者で具体的に考える。そして、行動化へと繋げられるように、継続的な相談や支援、保護者の会を実施する。

① 継続相談や支援の実施

- ・相談を受けた保護者に対して、初回の面談に留まらず、継続的な相談やアウトリーチ支援を行う。

② 保護者の会の充実と参加者に対する個別相談の実施

- ・保護者の会に、不登校経験者や元不登校児童生徒の保護者をメンターとして招き、不登校児童生徒の保護者が抱える悩みや不安に対して助言を受け、不登校児童生徒へのより良い対応へ繋がるよう支援する。
- ・保護者の会「ぼちぼちいこか」開催後、全参加者に支援員が声をかけ、個別に保護者の思いを聴き、寄り添うと共に“エールぎふ”での個別相談を促し、支援へと繋げる。

3 成果

- カウンセラー等の専門アドバイザー、他の係（家庭児童相談、発達支援、才能伸長・自立支援、SSW等）と連携し、一緒に面談をしたり、支援の在り方や方向性について多面的に検討したりし、必要な支援につなげることができた。
- 通所生一人ひとりに寄り添い、理解を深めるとともに、課題や良さについて、係内で共通理解を図ったうえで支援にあたることができた。また、通所生に関わる全ての係員が、通所生の良さや成長をその場で認めることができた。
- 相談を受けた保護者に対して、電話でのアプローチ等により思いを聴くことで、継続的な支援を行うことができた。
- 保護者の会では、参加者やメンター、支援員の体験を踏まえた話、カウンセラーや不登校特例校の方の専門的な話を聴く機会を設けたことで、「参加してよかった。」「気持ちが軽くなった。」という感想をもつ参加者が多かった。
- 保護者の会の後、担当者から参加者に個別に声をかけ、相談に応じたことで、個別相談や通所につながった例もあった。

V 才能伸長・自立支援係

家庭の問題、非行問題、いじめの問題、発達障がい等、社会的な関係の中で起こる不適応な行動がある子ども・若者について、学校や保護者からの相談が多くなっている。相談者が自ら問題解決できる力をつけるために、家庭の協力や学校、関係機関等との連携を大切にして相談支援を進めている。

また、義務教育修了後、生活や進路について悩む子ども・若者や保護者の相談も多い。高校をやめたい、自分の進路に希望がもてない、ひきこもりなど、様々なことに悩んでいる。このような状況に対して、当事者の社会的自立に向けた相談支援を行っている。必要に応じて、“エールぎふ”だけでなく、市役所関係部署や関係機関（NPO団体等）との協働・連携支援を行っている。



相談者（親子）面談

1 事業内容

(1) 問題行動を起こす子ども・若者及びその保護者に対する相談支援

様々な課題を抱える児童生徒に対して、早期に介入し、継続支援を行うことにより、立ち直りを図る（小中高校生・義務教育修了後の若者）。

① 相談活動と継続支援の推進

- ・来所や電話での相談に応じ、相談者を受容し支援する。
※必要に応じて、検査等も含めながら、問題点を明らかにしていく。
- ・当事者の子ども・若者だけではなく、家族支援も行っていく。

② 学校や関係機関等との連携による継続支援

- ・保護者及び学校、関係機関等から相談があった子ども・若者に対し、来所相談や学校訪問等を行い、継続的な支援につなげる。
- ・必要に応じて福祉や医療等の関係機関と連携を図ることで、専門的な力を借りながら、有効な支援につなげる。

③ 個に応じた継続支援

- ・問題行動を起こしてしまう当事者やその家族の状況・背景をアセスメントし、改善に向けて一緒に考えていく。
- ・相談者を取り巻く環境を把握しながら、自力解決や支援の求め方などの手立てを提案していく。
- ・来所が難しい場合には、必要に応じてアウトリーチ支援を行う。



若者への個別支援

④ 保護者の会『ゆうゆうと』の開催

- ・わが子が社会に参加していく中で、様々な不安や悩みを感じておられる保護者の方を対象とした会を、年間5回（原則6月以降の偶数月の第4水曜日）実施する。

(2) 義務教育修了後から20歳前までの若者に関する相談支援

社会的自立に向けて、若者が抱えている問題や課題を一緒に整理し、自分の力で解決するための支援を行う。

① 進路希望の明確化や自己理解を促す支援

- ・個別面談による方向性の確認
 - …高校や専門学校へ行きたい。他の高校へ行きたい。
 - …高校卒業程度認定試験を受験し、大学・短大・専門学校の受験資格を取ったり、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定を受けたりするなどして、就職、資格試験等に活用したい。
 - …就職したい。
- ・職業適性検査、WISC検査等による自己理解



SSTの様子

② 生活改善、行動訓練、対人関係スキルの育成

- ・継続来所による生活リズムづくり
- ・学習意欲の向上のための土台づくり
 - ※学習習慣づくり(学力向上ではない)を目指す。
- ・個々の関心や適性に応じた体験活動
- ・対人関係や行動場面对応のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)
- ・就職に必要な書類の作成や面接トレーニング など



軽スポーツ

③ 当事者を含めた家族への包括的な支援

- ・人間関係の悩み、将来への不安、不登校、高校をやめたい、などの相談に対し、当事者を含め、最も身近で当事者を支えている家族に対しての相談支援

④ 関係機関(NPO含む)等との連携強化

- ・福祉、医療、教育、就労等の専門機関との協働・連携により、次の一歩につながるような支援
- ・体験活動への参加や同行支援



関係機関との連携

⑤ アウトリーチ支援

- ・“エールぎふ”への来所が難しい場合についての学校や地域の公共施設等の利用

2 成果

- “エールぎふ” ネットワーク会議の充実と活用
 - ・複雑化・長期化する相談に対応するために、参加機関との顔の見える関係づくりを大切にし、連携体制の強化に努めた（コロナの影響により、年間開催3回の内、第1回は書面開催、第2回は対面開催、第3回はオンライン開催となった）。
 - ・具体的な事例について、参加機関からのコンサルテーションにより、よりよい支援の在り方について検討することができた。
 - ・会議を充実させることで、参加機関が実際の相談対応（支援）に役立てることに繋がっている。
- 当事者を含めた家族への包括的な支援の充実
 - ・当事者だけでなく家族に対しても、継続的に環境調整を重視した相談支援を行うことで、当事者の不安や悩みの軽減につながった。
 - ・当事者や家族との信頼関係づくりを大切にした継続的な支援により家族の理解を得ることができ、就学や就労への一歩を踏み出すことができた。
- 学校や関係機関との連携支援の充実と地域施設の活用
 - ・学校と連携し、転学を希望する高校生の相談支援を行った。
 - ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター（ナカポツ）と連携し、就労移行支援事業所や障がい者職業センターにつなぐなどして、就労に向けた福祉的サポートが必要な若者への有効な支援につなげることができた。
 - ・より多くの関係機関と情報交換を行い、そこから重層的な連携支援につなげることができるようになってきた。
 - ・公民館などの地域の公共施設を利用して面談を行うなど、センターに来所できない相談者へのアウトリーチによる支援を行うことができた。
- 保護者の会「ゆうゆうと」実施（年間5回の開催予定であったが、コロナの影響により4回の開催となった。）
 - ・義務教育修了後の子どもをもつ保護者の方々を中心とした話し合いの場を設定し、互いの経験や困り感の交流が有意義なものになった。
 - ・節目節目に表れる年齢特有の様々な不安や悩みへの対処方法などを交流することで、生活上のヒントを得たり、子どもへの関わり方のヒントを得たりするなど、保護者の方々の気持ちの安定を図ることにつながった。
 - ・メンターが中心になり交流を進めてもらうことで、保護者が不安や悩みを話しやすい雰囲気になり、保護者の不安軽減につながっている。



ネットワーク会議

VI 総合相談／専門アドバイザー／SSW(スクールソーシャルワーカー)

“エールぎふ”のワンストップ機能を高めるためには、相談・支援のフローが明確になっている必要があり、「子ども・若者に関するあらゆる悩み・不安」の初回相談を受ける窓口として「総合相談員」を配置している。

また、子ども・若者に関する問題が、近年ますます多様化、複雑化し、“エールぎふ”に寄せられる相談やその背景にある要因が複雑に絡み合っているケースが少なくない。そこで、医療・心理・法律の分野における「専門アドバイザー」を配置し、スタッフの質的向上を図ると同時に、より専門性の高い見地からの対応ができるようにしている。

さらに、複数の係による相談・支援が必要なケース、あるいは、園・学校や関係機関と連携しながらの相談・支援が必要なケースについては、SSW（スクールソーシャルワーカー）を配置し、連携のコーディネートを行うとともに、ケースの進捗状況等を管理している。

1 事業内容

(1) 総合相談

① 相談内容及び対応

子育て、発達の問題、家族関係、心身の健康、性の問題、学校学級の問題、不登校、人間関係、学習、進路、いじめ、非行、就学就労、ひきこもり等、乳幼児期から20歳前までに起こり得る様々な悩みや問題に対応する。

相談者の話を十分に受け止め、一緒に解決の糸口を見つけていく。また、必要に応じて各係の専門相談員や専門アドバイザーにつなぐ。

② 相談方法

【電話】

○総合相談（開設時間 8:45～17:30 土・日、祝日、年末年始を除く）

フリーダイヤル 0120-43-7830

○子どもホッとダイヤル（開設時間 24時間）子ども専用

フリーダイヤル 0120-43-1474

【メール】（開設時間 24時間 ただし、返信は業務時間内）

○総合相談 gifu-kodomo-wakamono@world.ocn.ne.jp

○子どもホッとメール（子ども専用）

gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp

【来所】（開設時間 8:45～17:30）

○総合相談フリーダイヤルで予約の上、“エールぎふ”にて面接相談。

(2) 専門アドバイザー

① 臨床心理士

- ・ 児童生徒、保護者等のカウンセリング
- ・ 子どもを対象としたプレイセラピー
- ・ 発達障がい等に関する相談、検査（フィードバック）
- ・ 園や学校への訪問発達相談
- ・ ケース検討会議への参加

② 児童精神科医

- ・ 児童精神医学に関する相談及び助言
- ・ 臨床心理士に対するスーパーバイズ
- ・ ケース検討会議への参加



③ 弁護士

- ・ 子どもや若者に関する事件、事故等に関する法的な相談
- ・ ケース検討会議への参加

(3) スクールソーシャルワーカー（SSW）

- ・ 各係の相談・対応事案で、園・学校及び外部関係機関との連携が必要な場合に、拡大ケース検討会議を企画・運営
- ・ 拡大ケース検討会議の対象となった事案のケース進捗管理
- ・ 発達障がい絡む相談事案のサポート
- ・ 児童精神科医の医療相談コーディネート
- ・ 各係のアウトリーチ支援や学校訪問等のサポート



2 成果

- 総合相談による聴き取り内容を明確にし、丁寧に聴き取るとともに、システムを活用した情報収集も行うことで、相談内容を多角的に捉え、相談者の望む支援内容を明確にして、各係へつなぐことができた。
- 必要に応じて専門アドバイザーやSSWと連携することで、相談から支援への流れがうまく進み、複数の係が合同で対応するケースが増え、支援の方向が明らかになることが増えた。
- 具体的な事案を通して専門アドバイザーによるコンサルテーションを行うことで、支援方針が明確になるとともに、各相談員のスキルアップにもつながった。
- 相談員が学校訪問等をする場合、SSWが同行することで複数の視点から意見交流を行うことができ、学校等との連携が図りやすくなった。
- コロナ禍により、電話でのカウンセリングを取り入れた。さらに、携帯電話での対応を可能にしたことで、相談者に配慮し、別室でのカウンセリングも行うことができるようになった。